

正誤表

『医療法人をつなぐ 承継・M&A の実務ポイント』（令和 8 年 7 月 31 日刊行）の記述に誤りがありましたので、お詫びの上、以下のように訂正させていただきます。

税務研究会出版局

頁	誤	正
78 頁 下から 12 行目	<u>ただし、持分払戻しが被相続人の死亡後相当期間を経過して行われ、相続人が被相続人の社員たる地位を事実上承継していると認められる場合には、その相続人に対するみなし配当所得として取り扱うこととなります。</u>	<u>なお、持分の払戻しが被相続人の死亡後相当期間を経過して行われる場合も同様とされますが、支払の確定した日（相続開始日）から 1 年を経過した日までにその支払がされない場合には、その 1 年を経過した日においてその支払があったものとみなして医療法人は所得税を徴収しその徴収の日の属する月の翌月 10 日までにこれを国に納付しなければなりません（所法 181①②、所得税基本通達 36－4（3）ト、181－5）。</u>

（アンダーラインの付いているところが訂正箇所です）

（令和 8 年 7 月 22 日現在）